

瑞穂監第41号
令和5年2月27日

瑞穂市長
森 和之 様

瑞穂市議会議長
若井千尋 様

瑞穂市教育長
服部 照 様

瑞穂市監査委員 浅村孝司

瑞穂市監査委員 杉原克巳

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「生涯学習課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「生涯学習課（図書館を除く。）」における令和4年4月1日から同年12月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「補助金」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、監査を行った。

なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和2年度及び同3年度についても対象とした。

生涯学習課（図書館を除く。）は、課長以下職員9名と会計年度任用職員5名で次の事務を行っている。

- (1) 公民館、図書館その他社会教育機関の設置、廃止及び管理運営に関する事。
- (2) 総合センターの管理運営に関する事。
- (3) 中山道大月多目的広場の管理運営に関する事。
- (4) 幼児教育、青少年育成、成人教育及び家庭教育に関する事。
- (5) 女性講座、高齢者講座その他の講座の開設及び運営に関する事。
- (6) 学校体育施設開放の管理運営に関する事。
- (7) 社会教育関係団体の育成及び指導に関する事。
- (8) 視聴覚教育に関する事。
- (9) 社会体育及びレクリエーションの指導及び奨励に関する事。
- (10) スポーツの推進に関する事。
- (11) 芸術文化の振興に関する事。
- (12) 社会人権同和教育に関する事。
- (13) 生涯学習の推進に関する事。
- (14) 生涯学習センターの事業運営に関する事。
- (15) 社会教育資料の刊行及び配布に関する事。
- (16) 社会教育委員、文化財保護審議会、社会教育推進員、スポーツ推進委員及び青少年育成推進員に関する事。
- (17) 文化財の保護に関する事。
- (18) 前各号に定めるもののほか、社会教育に関する事。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所 巢南庁舎

令和5年2月7日（火）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「補助金」等の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

生涯学習課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和4年12月末現在

	予算現額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳入	41,005,000	19,942,087	48.6
歳出	569,025,000	308,833,685	54.3

2 補助金について

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	体育協会補助金の再補助について	<p>市から交付を受けた補助金を瑞穂市体育協会（以下「体育協会」という。）から下部団体へ再補助を行っている。</p> <p>生涯学習課にその必要性について確認したところ、「瑞穂市体育協会補助金交付要綱第6条の規定に基づいて認めているものである。」との回答を受けた。</p>	<p>再補助の必要性について、生涯学習課からは、明確な回答が得られなかった。</p> <p>過去の監査においても指摘等があったが、体育協会を通じ下部団体へ再補助を行うと、補助金の使途等が分かりにくくなる。</p> <p>それぞれで申請を行えば、より明瞭となるため、メリット等を考慮し再補助の妥当性の検証を行っていただきたい。</p>
2	体育協会自主財源の増加について	<p>体育協会の自主財源の増加見込みについて、生涯学習課に確認したところ、「体育協会の主な自主財源は登録金で、少子化が進む現在では登録金の増加は見込めません。しかしながら、企業からの協賛金、体育協会主催事業への参加費徴収、クラウドファンディング等、自主財源の確保に向けた取組を進めるように働きかける。」との回答であった。</p>	<p>体育協会の補助金は、過去5年間遡っただけでも毎年1,300万円超という多額の補助金を当初決定で交付している。</p> <p>体育協会の令和4年度予算を確認すると、市からの補助金が1,330万円に対し、自主財源である登録金は71万5千円と低調であった。</p> <p>また、登録金である自主財源がここ数年減少しているのにもかかわらず、補助金の額はほぼ変わっていない。</p> <p>自主財源が増額となるよう積極的に指導等すべきである。</p>
3	文化協会の基金積立について	<p>令和3年度に瑞穂市文化協会（以下「文化協会」という。）が40万円基金積立を行っていたため、その内容について生涯学習課に確認すると、「原資は繰越</p>	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針（以下「指針」という。）によると、補助団体による補助金を原資とした積立は認めていない。</p> <p>また、同指針では、周年事業などの特殊事情の場合は、該当年度に予算要求することとされている。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		<p>金であり、基金の積み立ては、令和 5 年度開催予定の 20 周年記念事業に充てるため基金積立は令和 4 年度で最後となり、以降は実施しない。」との回答を受けた。</p> <p>また、令和 4 年度の文化協会予算は、令和 4 年 3 月に当初予算が成立したものの、翌月となる同 4 年 4 月に繰越金を財源とした補正予算が生まれ、基金積立金が 30 万円増額されていた。</p>	<p>る。</p> <p>生涯学習課からの令和 4 年 2 月の監査措置の回答によると、「今後は積立をしない。積立をする場合には、補助金を財源としていないことが明確となるよう別会計とするなどの明瞭な会計とすることを指示した。」であった。</p> <p>上記のとおり、生涯学習課が指示したとのことであったが、令和 4 年度も予算を補正してまで基金積立を行う予定としている。</p> <p>基金は、団体の自主財源で積み立てるべきであるので、市民からの税金を原資として積立を行わないよう、補助金交付担当課として、適切に指導すべきである。</p>
4	<p>生津自治会連合会補助金（生涯学習課分）の予算大幅超過等について</p>	<p>生津自治会連合会決算を確認したところ、令和 3 年度連合会本部関連予算額 41,406 円に対し、決算額 638,880 円、同 2 年度においては環境防災委員会予算額 215,000 円に対し、725,577 円とそれぞれ、予算額を大幅に超過していた。</p> <p>また、生涯学習課から提出のあった資料では一部支出の内容等が確認できない箇所があった。</p>	<p>生涯学習課に予算の大幅超過の理由について確認したところ、「計画性に乏しいことから、事業の計画的な実施及び予算執行について指導したいと考えている。」とのことであったため、適切な指導を実行していただきたい。</p> <p>また、支出の内容について、必ず確認すべきである。</p>
5	<p>瑞穂市 PTA 連合会補助金について</p>	<p>令和 3 年度瑞穂市 PTA 連合会（以下、「PTA 連合会」という。）に係る補助金申請が令和 4 年 1 月 18 日にされ、同日交付決定がされていた。</p> <p>生涯学習課に遅延した理由を確認したところ、「当該年度の申請を失念し、急いで支出するため同日の決裁となった。」との回答があった。</p> <p>また、瑞穂市補助金交付規則（以下、「補助</p>	<p>令和 3 年度の補助金申請が令和 4 年 1 月 18 日に申請されたということは、補助金がなくても困っていないのではないかと考えられる。</p> <p>また、PTA 連合会は、自主財源も多く、交付された補助金が本当に必要であったのかということも疑念を持たざるを得ない。</p> <p>補助金規則第 7 条の 2 の補助金交付決定前着手の承認も行っていないということであったため、適切に事務処理を行うべきである。</p> <p>指針では、「自主財源を先に支出に充て、不足分に補助金を充当する。」こととされているため、補助</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		<p>金規則」という。) 第7条の2に規定されている補助事業の補助金交付決定前着手について承認しているか確認したところ、「行っていない。」との回答であった。</p> <p>生涯学習課から提出されたPTA連合会に係る決算報告書を確認したところ、補助対象事業と自主財源事業が区分され、補助対象事業に団体の自主財源が先に充当されることなく補助金が充当されていた。</p>	<p>対象事業であってもまずは自主財源を充当するように、指導等行うべきである。</p>
6	現地調査又は調査等の実施について	<p>生涯学習課に補助金規則第10条の現地調査及び第15条の調査等を実施しているか確認したところ、「実施していない。」との回答であった。</p>	<p>体育協会は1,300万円超、文化協会には、約680万円の補助金を当初申請で交付している。</p> <p>また、他の団体についても、多額の補助金を交付している。</p> <p>今回の監査は財政援助等監査ではないため、各団体の詳細をチェックしていないが、疑念の生じるところが複数見受けられた。</p> <p>補助金規則にも現地調査、調査等の規定があるため、生涯学習課においては、計画的かつ定期的に、また適時に調査を実施すべきである。</p>

3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
7	分割購入について	<p>令和3年度に巢南公民館管理費の需用費にて、抗菌スリッパを各支出負担行為日(①令和4年2月22日、②同年3月7日、③同年3月14日、④同年3月23日)、各支出金額(①49,400円、②49,400円、③49,400円、④46,800円)で購入されていた。</p> <p>生涯学習課に分割し</p>	<p>契約事務処理要領(物品)(以下「要領」という。)において、物品を購入する際の契約方法等が規定されている。</p> <p>要領では、5万円未満での購入の場合、見積徴取業者は1者以上で請書作成は不要となる。</p> <p>今回の場合、4回購入で合計195,000円のため、3者以上から見積徴取を行い、請書の作成が必要であった。</p> <p>意図的に分割しているため、適</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		<p>て購入した理由を確認したところ、「合併前に購入したもので非常に古く、コロナ禍での意識の変化や公民館利用者の要望もあり、予算の残額もあったため、少額で4回分けて購入した。」との回答であった。</p> <p>また、見積徴取業者数は1者であった。</p>	<p>正な契約事務を行うべきである。</p>
		<p>令和3年度に総合センター管理費において、リコーSPトナーを令和3年12月28日と同4年1月4日（支出負担行為日）に各26,400円で購入されていた。</p> <p>生涯学習課に、支払が別となった理由について確認したところ、「委託業者（以下、「業者」という。）が発注しており、業者の発注ミスにより2個発注してしまったため、支払を2回に分けた。」との回答であった。</p>	<p>そもそも、業者が直接発注していることが不適切である。</p> <p>物品の不足を生涯学習課に連絡し、生涯学習課の職員が発注すべきである。</p>
8	支出負担行為の遅延について	<p>令和3年9月24日に成人式記念品かきりんタオル購入契約が締結され、その支出負担行為に係る起票が同年12月13日と遅延していた。</p> <p>遅延した理由について、生涯学習課に確認したところ、「担当した職員が、支出負担行為の起票を失念したため。」との回答であった。</p>	<p>前年度に引き続き、令和4年度の成人式記念品かきりんタオル購入契約に係る支出負担行為の起票も遅延していたことから、組織で遅延防止等対策を講じていただきたい。</p>
9	体育振興基金の活用について	<p>体育振興基金について、平成28年度に基金繰入れがされて以降、利息の積み立てのみであったことから、生涯学習課に今後の活用予定について確認したところ、「今後、用途については、検討します。」との</p>	<p>基金に積み立てられた経緯も踏まえ十分に検討し、活用していただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		回答であった。	
10	備品管理について	<p>令和4年度に購入されたデジタルカメラ、同2年度に購入された貸し出し用プロジェクターなど、ここ近年購入された備品の金額が備品台帳に0円で記載されていた。</p> <p>生涯学習課に理由を確認したところ、「入力ミス」とのことであった。</p>	<p>備品台帳に金額の入力がされていないということは、適正な備品管理がなされていないことになる。</p> <p>金額の入力だけでなく、適切に備品システムへの入力を行うべきである。</p>
		<p>備品台帳を確認したところ、過去に存在していた町民プールの備品や平成6年度に購入されたワープロなどが取得時金額0円で登録されたままとなっていた。</p> <p>生涯学習課に確認したところ、「備品は、廃棄されている。台帳の廃棄処理を進める。」との回答であった。</p>	<p>他の備品においても存在していないと思われる備品が0円で登録してあった。</p> <p>備品台帳の廃棄手続がなされていないため、速やかに廃棄手続を行うべきである。</p>
		<p>備品の現地調査を行ったところ、平成22年度に購入されたデジタルカメラやその他の備品でも一部、現物の確認ができないものがあった。</p> <p>備品シールの貼付されていないものも数多くあった。</p> <p>また、備品台帳に登録されているものの備品名が具体的でなく、判別に苦慮したものがあつた。</p>	<p>まずは、換価しやすいものから優先的にチェックするなど、現物と突合すべきである。</p> <p>備品シールの貼付がないと、どの備品か判別が困難となるため、確認しやすい箇所にシールを貼付すべきである。</p> <p>具体的な名称、形式・仕様を登録しないと、後に判別が困難となることから、名称等は適切に入力していただきたい。</p> <p>瑞穂市会計規則（以下、「会計規則」という。）では、毎年度1回以上その管理する物品（消耗品を除く。）を財務会計システムにより記録管理するために作成された一覧表と照合しなければならないこととなっているため、定期的実施すべきである。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		<p>令和3年度に寄附を受けた絵画が展示されることなく、総合センター4階の倉庫にそのまま保管されていた。</p> <p>生涯学習課に確認したところ、「寄附は受けたものの、飾る場所がないためなどにより、倉庫に置いてある。」との回答であった。</p>	<p>会計規則第80条では、「収支等命令者は、寄附申込みがあったときは、次に掲げる事項を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」と規定されている。</p> <p>展示する場所が確保されることなく寄附を受けることは適切ではないため、この規定に則り、諾否を決定すべきである。</p>
11	公金外現金の管理について	<p>公金外現金として、生涯学習課では、瑞穂市少年リーダーと瑞穂市・本巣市・北方町青少年育成指導員等連絡協議会の通帳と印鑑を保管していた。</p> <p>通帳と印鑑は、施錠可能なキャビネットと一緒に保管されていた。</p> <p>また、収入・支出決裁書を作成することなく、担当者が1人で入金・出金しているとのことだった。</p>	<p>通帳と印鑑を同じ場所で保管することは、紛失・盗難等のリスクが高くなることから、通帳は担当者、印鑑は課長が保管するなど分散して保管すべきである。</p> <p>入金、出金の決裁書類が作成されず、担当者1人で実施していたことも不適切であるので、是正すべきである。</p> <p>また、預金通帳、金銭出納簿を月に1回など定期的に、課長等にチェックを受けていただきたい。</p>

以上